

評議員会決議事項

| 内容 | 根拠 (社会福祉法) | 議決数 | |
|-----------------------------------|------------------------------------|-----|--------------------------|
| | | 過半数 | 議決に加わることができる評議員の 3分の2 |
| 理事及び監事の選任 | 第 43 条 第 1 項 | ○ | |
| 理事及び監事の解任 | 第 45 条の 4 第 1 項 定款第 14 条 第 2 項 | | ○ |
| 理事の報酬 | 第 45 条の 16 第 4 項 準用 一般法人法 89 条 | ○ | |
| 監事の報酬 | 第 45 条の 18 第 3 項 準用 一般法人法 105 条 | ○ | |
| 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 | 第 45 条の 35 第 2 項 | ○ | |
| 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認 | 第 45 条の 30 第 2 項 定款第 34 条 第 2 項 | ○ | |
| 定款の変更 | 第 46 条の 36 第 1 項 | | ○ |
| 残務財産の処分 | 定款第 40 条 | ○ | |
| 基本財産の処分 | 定款第 31 条 | ○ | |
| 社会福祉充実計画の承認 | 第 55 条の 2 第 7 項 | ○ | |
| 事業計画書及び収支予算書の承認 | 定款第 33 条 | ○ | |
| 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄） | 定款第 37 条 | | ○ |
| 解散 | 定款第 39 条 | ○ | |
| その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 | | ○ | |

理事会決議事項

| 内容 | 根拠 (社会福祉法) | 議決数 | |
|--|-----------------------------|-----|---------------|
| | | 過半数 | 理事総数の 3分の2 |
| 法人の業務執行の決定 | 第45条の13第2項第1号 定款第26条 | ○ | |
| 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定 | 第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条 | ○ | |
| 評議員会の招集 | 定款第13条 | ○ | |
| 定款施行細則の決定 | 定款第43条 | ○ | |
| 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 | 第45条の13第4項第4号 | ○ | |
| 内部管理体制の整備 | 第45条の13第5項 | ○ | |
| 競業及び利益相反取引の制限 | 第45条の16準用 一般法人法第84条第1項 | ○ | |
| 臨機の措置 | 定款第37条 | | ○ |
| 理事の職務の執行の監督 | 定款第26条 | ○ | |
| 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 | 第45条の13第2項第3号 定款第26条 | ○ | |
| 重要な役割を担う職員の選任及び解任 | 第45条の13第4項第3号 | ○ | |
| 重要な財産の処分及び譲受け | 第45条の13第4項第1号 | ○ | |
| 多額の借財 | 第45条の13第4項第2号 | ○ | |
| 事業計画書及び収支予算書の承認 | 定款第33条 | | ○ |
| 事業報告及び計算書類の承認 | 第45条の28第3項 定款第34条 | ○ | |
| 基本財産の処分 | 定款第31条 | | ○ |
| 資産の管理 | 定款第32条 | ○ | |
| 会計処理の基準 | 定款第36条 | | |
| 保有する株式に係る議決権の行使 | 定款第38条 | | ○ |
| その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項 | | ○ | |
| その他重要な業務執行に関する事項及び事務処理業務の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃 | | ○ | |

別表2

理事長専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

| 理事長専決事項 | | 専決受任者 | 理事長専決権の 受任職名 |
|-------------------------------|----|--|-----------------|
| | | | 業務執行理事 |
| 法人 一般・ 人事に 関する 事案 | 1 | 理事会・評議員会の招集に関すること (法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く) | |
| | 2 | 理事会・評議員会の議案の提出に関すること (法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く) | |
| | 3 | 規程・規則等の制定・改廃に関すること (法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く) | |
| | 4 | 予算編成及び決算調整に関すること | |
| | 5 | 予算の流用、予備費の計上及び使用 | |
| | 6 | 短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの (多額の借入の場合は除く) | |
| | 7 | 寄附の募集事務及び受入れに関すること(寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く) | |
| | 8 | 債権の免除・効力の変更に関すること(法人に重大な影響があるものを除く) | |
| | 9 | 法人の組織及び権限に関すること(法人に重大な影響があるものを除く) | |
| | 10 | 利用者入所判定基準の策定 | |
| | 11 | 入所利用者の決定及び利用者契約締結 | |
| | 12 | 苦情解決規程、第三者委員の選任 | |
| | 13 | 職員の採用に関すること(施設長等の重要な役職を除く) | |
| | 14 | 職員の人事配置に関すること(施設長等の重要な役職を除く) | |
| | 15 | 有期契約職員の採用に関すること | |
| | 16 | 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること | |
| | 17 | 時間外勤務命令及び旅行命令に関すること | |
| | 18 | 職員の昇給・昇格基準の決定に関すること | |
| | 19 | 職員の昇給者・昇格決定者に関すること | |
| | 20 | 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること | |

| | | | |
|----------|----|---------------------------------------|--|
| | 21 | 職員の表彰、制裁、解雇に関する事 | |
| | 22 | 職員の人事記録及び身分証明書に関する事 | |
| | 23 | 職員の諸手当に関する事 | |
| | 24 | 職員健康診断の実施に関する事 | |
| | 25 | 被服貸与等に関する事 | |
| | 26 | 利用者の日常の処遇に関する事 | |
| | 27 | 利用者の預り金等の日常の管理に関する事 | |
| | 28 | 薬品、給食食材の処分に | |
| | 29 | 自動車の運行管理に関する事 | |
| | 30 | 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事 | |
| | 31 | 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事 | |
| | 32 | 職員の研修に関する事 | |
| | 33 | 諸証明に関する事 | |
| | 34 | 金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事 | |
| 収入 事案 | 35 | 施設型給付費等の収入に関する事 | |
| | 36 | 過誤納金の充当または還付に関する事 | |
| | 37 | 受贈の承認、寄附に関する事（重要なものは除く） | |
| | 38 | その他の債権に関する事（重要なものは除く） | |
| 支出 事案 | 39 | 固定資産の取得及び処分等に関する事（「軽微なもの」に該当する場合） | |
| | 40 | 建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事（「軽微なもの」に該当する場合） | |
| | 41 | 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事 | |
| | 42 | 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入 | |
| | 43 | 緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定） | |
| | 44 | その他日常の業務に関する支出 | |

別表 3

理事会議事録記載事項

| 記載事項 | | 根拠 |
|------|--|---------------------|
| 1 | 開催日時・場所 (当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む) | 社会福祉法施行規則 第2条の17 |
| 2 | 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 | |
| | (1) 理事の請求を受けて招集されたもの | |
| | (2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした監事が招集したもの | |
| | (3) 監事が請求を受けて招集されたもの | |
| | (4) 監事から理事に請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした監事が招集したもの | |
| 3 | 議事の経過の要領及びその結果 | |
| 4 | 決議を有する事項について特別の利害関係を有する理事がある場合は、当該理事の氏名 | |
| 5 | 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 | |
| | (1) 就業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告 | |
| | (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告 | |
| | (3) 理事会で述べられた監事の意見 | |
| 6 | 理事長以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名 | |
| 7 | 議長の氏名 | |

別表 4

評議員会議事録記載事項

| 記載事項 | | 根拠 |
|------|--|---------------------|
| 1 | 開催日時・場所 (当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む) | 社会福祉法施行規則 第2条の15 |
| 2 | 議事の経過の要領及びその結果 | |
| 3 | 決議を有する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名 | |
| 4 | 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 | |
| | (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき | |
| | (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき | |
| | (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき | |
| | (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき | |
| 5 | 出席した評議員、理事及び幹事の氏名 | |
| 6 | 議長の氏名 | |
| 7 | 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 | |